

第2章 基本的事項

1 目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき策定するもので、熊本連携中枢都市圏で掲げている「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向け、市民や事業者などの温暖化対策を促進するに当たり、本市が率先して事務及び事業の脱炭素化に取り組み、温室効果ガスの排出量を削減することを目的としています。

○地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 対象とする範囲

本計画が対象とする範囲は、市長事務部局や教育委員会事務局等が行う事務や廃棄物処理事業のほか、地方公営企業である上下水道局、病院局、交通局が行う事業も含め、本市が実施する全ての事務及び事業とします（指定管理者制度の導入施設を含む）。

3 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、本市の事務及び事業で排出している二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）の4種類とします。

○地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 省略

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 二酸化炭素

二 メタン

三	一酸化二窒素
四	ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
五	パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
六	六ふっ化硫黄
七	三ふっ化窒素

図表 1 各温室効果ガスの用途・排出源

温室効果ガスの種類		用途・排出源
対象	二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼 等
	メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て 等
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、工業プロセス 等
	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	自動車エアコンなどの冷媒 等
対象外	パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体の製造、溶剤過程 等
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気の絶縁体、半導体の製造 等
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造や液晶の製造過程による洗浄剤 等

4 計画期間

本計画の計画期間は、政府実行計画や区域施策編で掲げる中期目標と整合を図り、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間とします。

5 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

国の地球温暖化対策計画及び政府実行計画に即するとともに、熊本市第7次総合計画や区域施策編など、本市の関連計画等との整合を図ります。

